

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

改正前

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「略」

〔2〕17 略〕

18 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	
	三・四GHz以上四・八GHz未満 の周波数の電波を使用するもの	七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇MHz未満	(一) 九〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値	
〔略〕	〔略〕	

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	
	三・四GHz以上四・八GHz未満 の周波数の電波を使用するもの	七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇MHz未満	(一) 九〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び次号の表において同じ。)以下の値	
〔同上〕	〔同上〕	

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

〔2〕17 同上〕

18 「同上」

- 一 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

〔二〕略〕

三 第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

〔二〕同上〕

〔新設〕

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
一、六〇〇MHz未満	(一) 九〇デシベル以下の値
一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上七・五八七GHz未満	(一) 五九・三デシベル以下の値

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
一、六〇〇MHz未満	(一) 九〇デシベル以下の値
一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上七・五八七GHz未満	(一) 五九・三デシベル以下の値

七・五八七GHz以上八・四GHz未満	(一) 五四デシベル以下の値
八・四GHz以上八・五GHz未満	(一) 五九・三デシベル以下の値
八・五GHz以上一〇・二五GHz未満	(一) 六〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上	(一) 七〇デシベル以下の値

〔19〕31 略

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局(屋内においてのみ運用するものに限る。)の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕八 略

〔2 略

3|| 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 二 筐体は、容易に開けることができなものであること。
- 三 使用する周波数帯ごとに、次の表に掲げる値をそれぞれ満たすこと。

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
	七・五八七GHz以上七・六六二GHz未満	(一) 五一・三デシベル (一) ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。(一) 以下の
		〇デシベル以下の値

〔19〕31 同上

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕八 同上

〔2 同上

〔新設

	値	
七・六六一Hz以上八・四Hz未満	(一) 四一・三シンメル以下の値	〇シンメル以下の値

四 最大輻射電力より一〇シンメル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇Hz以上二、〇〇〇Hz以下。

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第48 略]

第19 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

[1 略]

2 第19条の27第1項に規定する7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの
3GHz

[3 略]

4 第19条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの
813MHz

[第50～第74 略]

別表第三号 (第7条関係)

[1～42 略]

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第19条の27第1項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

[表略]

[②] 略]

② 第19条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1. 600MHz未満	—90dB以下の値	—84dB以下の値
1. 600MHz以上2. 700MHz未満	—85dB以下の値	—79dB以下の値

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第48 同左]

第49 [同左]

[1 同左]

2 7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの 3GHz

[3 同左]

[新設]

[第50～第74 同左]

別表第三号 (第7条関係)

[1～42 同左]

43 [同左]

(1) 3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

[表同左]

[②] 同左]

[新設]

2. 700MHz以上-7. 25GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
7. 25GHz以上-8. 5GHz未満	-59. 3dB以下の値	-35dB以下の値
8. 5GHz以上-10. 25GHz未満	-60dB以下の値	-35. 7dB以下の値
10. 25GHz以上-10. 6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10. 6GHz以上-10. 7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10. 7GHz以上-11. 7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
11. 7GHz以上-12. 75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12. 75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

[44～63 略]

[44～63 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。